

# 韓国知的財産ニュース 2022年1月前期

(No. 454)

発行年月日：2022年1月19日

発行：JETRO ソウル事務所 知的財産チーム

<https://www.jetro.go.jp/korea-ip>

## ★★★目次★★★

このニュースは、1月1日から15日までの韓国知的財産ニュースなどをまとめたものです。

### 法律、制度関連

- 1-1 産業技術の流出防止及び保護に関する法律の一部改正法律案  
(議案番号：2114246)
- 1-2 特許法施行令の一部改正令案の立法予告 (特許庁公告第2022-1号)
- 1-3 実用新案法施行令の一部改正令案の立法予告  
(特許庁公告第2022-2号)
- 1-4 特許法施行規則の一部改正令案の立法予告 (特許庁公告第2022-3号)
- 1-5 実用新案法施行規則の一部改正令案の立法予告  
(特許庁公告第2022-4号)
- 1-6 商標法の一部改正法律案(代案)(議案番号：2114345)
- 1-7 「大・中小企業の共生協力促進に関する法律施行令」の一部改正令案  
の再立法予告(中小ベンチャー企業部公告第2022-13号)
- 1-8 2022年に新たに変わる知的財産制度
- 1-9 融合複合技術分野の審査実務ガイド、このように変わります！
- 1-10 商標法の改正案、国会本会議を通過
- 1-11 デザイン保護法審判手続き改善法案、国会通過

### 関係機関の動き

- 2-1 第57回発明の日の記念式、発明有功者の褒賞および今年の発明王の  
受付を開始
- 2-2 「デジタル知的財産イノベーション戦略」国民が選んだ2021年の  
特許庁ニュース1位
- 2-3 韓国特許庁・防衛事業庁、国防特許技術の民間移転促進に向けて協力
- 2-4 新しい特許庁代表ウェブサイト、1月12日から公開
- 2-5 韓国特許庁、世界で最もイノベティブな知的財産機関に選定
- 2-6 「発明教育」の死角にいる子どものために直接伺います！

## 模倣品関連および知的財産権紛争

※今号はありません。

## デザイン（意匠）、商標動向

※今号はありません。

## その他一般

- 5 - 1 2021年に知的財産出願、史上最高値（59.3万）を記録

## 法律、制度関連

1 - 1 産業技術の流出防止及び保護に関する法律の一部改正法律案（議案番号：2114246）

議案情報システム（2022.1.3.）

議案番号：2114246

提案日：2022年1月3日

提案者：キム・ギョンマン議員外10人

### 提案理由及び主要内容

ここ5年間海外に流出した韓国の主要技術111件の中には、国家安全保障及び経済に重大な影響を及ぼすコア技術も35件含まれている。特に、技術保護に脆弱な中小企業の技術流出事例が66件を占めており、そのほとんどが半導体・ディスプレイ等の主力産業分野に集中していることが明らかになった。

しかし、現行法は国家コア技術又は産業技術を外国で使用するか、又は使用してもらう目的が認められる場合のみに対して処罰している。その反面、類似の法律である「不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律」には、海外流出の故意性さえ立証されれば処罰できるように規定している。

そのため、国家コア技術と産業技術を外国で使用するか、又は外国で使用されることを知っているにもかかわらず故意に漏洩した場合に対しても処罰できるように強化することにより、韓国の産業技術を一層手厚く保護しようとするものである（案第36条第1項及び第2項）。

法律第 号

## 産業技術の流出防止及び保護に関する法律の一部改正法律案

産業技術の流出防止及び保護に関する法律の一部を次のように改正する。

第36条第1項前段及び同条第2項中「使用してもらう目的で」をそれぞれ「外国で使用されることを知っているにもかかわらず」に改める。

### 附 則

この法律は、公布の日から施行する。

1-2 特許法施行令の一部改正令案の立法予告（特許庁公告第 2022-1 号）

電子官報（2022.1.6.）

特許庁公告第 2022-1 号

特許法施行令の一部改正令案を立法予告するに当たり、その理由と主要内容を国民に予め知らせ、それに対する意見を聞くために、「行政手続法」第 41 条に基づいて次のとおり公告します。

2022 年 1 月 6 日

特許庁長

### 特許法施行令の一部改正令案の立法予告

#### 1. 改正理由

特許出願人・特許権者の権利救済を拡大する「特許法」の改正（法律第 18505 号、2021 年 10 月 19 日公布、2022 年 4 月 20 日施行）事項を反映し、微生物関連発明の出願手続き等を簡素化しようとするものである。

#### 2. 主要内容

##### イ. 特許出願及び特許権の回復要件を緩和（案第 7 条の 2）

特許出願及び特許権の回復要件を、天災地変による状況として制限的に解釈される「責めに帰することができない事由」から、相当な注意義務を尽くしたか否かに基づいて判断する「正当な事由」に変更し、緩和された基準を適用することでより多くの特許出願人等を救済し、登録遅延に対する存続期間の延長の際に出願人によって遅延された期間も明らかにする。

ロ. 微生物寄託及び出願の効率化に向けた制度改善（案第 2 条）

微生物関連発明を出願する際に「微生物寄託事実証明書類」を提出する煩雑さを解消するため、韓国に所在地がある寄託機関に当該微生物を寄託した場合には情報を共有することで証明書類を添付しなくても出願できるように変更する。

ハ. カーボンニュートラル基本法のグリーン技術定義の反映（案第 9 条）

優先審査の要件中、「グリーン技術」を定義している「低炭素グリーン成長基本法」が廃止され、「気候危機への対応に向けたカーボンニュートラル・グリーン成長基本法」が制定されたことに伴って、変更された定義を反映する。

### 3. 意見提出

特許法施行令の一部改正令案について意見がある団体又は個人は、2022 年 2 月 16 日まで統合立法予告システム (<http://opinion.lawmaking.go.kr>) を通じて法令案を確認してから意見を提出するか、次の事項を記載した意見書を特許庁長に提出してください。

イ. 立法予告事項に対する項目別意見（賛否とその理由）

ロ. 姓名（法人、団体の場合はその名称と代表者名）、住所及び電話番号

ハ. その他参考事項

※送り先

特許庁の特許審査制度課：大田広域市西区庁舎路 189（屯山洞）政府大田庁舎 4 棟 1105 号（〒35208）

電話：(042) 481-8153、Fax：(042) 472-4743

電子郵便：dh0329.lee@korea.kr

### 4. その他の事項

改正案に対する詳しい事項は、特許庁ウェブサイト ([www.kipo.go.kr](http://www.kipo.go.kr)) の「立法予告」を参考にするか、特許庁の特許審査制度課（電話042-481-8153）にお問い合わせください。

1 - 3 実用新案法施行令の一部改正令案の立法予告（特許庁公告第 2022-2 号）

電子官報（2022. 1. 6.）

特許庁公告第 2022-2 号

実用新案法施行令の一部改正令案を立法予告するに当たり、その理由と主要内容を国民に予め知らせ、それに対する意見を聞くために、「行政手続法」第 41 条に基づいて次のとおり公告します。

2022 年 1 月 6 日

特許庁長

## 実用新案法施行令の一部改正令案の立法予告

### 1. 改正理由

特許出願人・特許権者の権利救済を拡大するために、特許出願及び特許権の回復要件を合理的な基準に緩和する内容に「特許法」が改正（法律第 18505 号、2021 年 10 月 19 日公布、2022 年 4 月 20 日施行）されたことに伴い、緩和された基準を反映しようとするものである。

### 2. 主要内容

#### イ. 緩和された回復要件を反映（案第 6 条の 2）

一回復要件を天災地変による状況として制限的に解釈される「責めに帰することができない事由」から、相当な注意義務を尽くしたか否かに基づいて判断する「正当な事由」に変更し、緩和された基準を適用することでより多くの出願人等を救済し、登録遅延に対する存続期間の延長の際に出願人によって遅延された期間も明らかにする。

### 3. 意見提出

実用新案法施行令の一部改正令案について意見がある団体又は個人は、2022 年 2 月 16 日までに統合立法予告システム (<http://opinion.lawmaking.go.kr>) を通じて法令案を確認してから意見を提出するか、次の事項を記載した意見書を特許庁長に提出してください。

イ. 立法予告事項に対する項目別意見（賛否とその理由）

ロ. 姓名（法人、団体の場合はその名称と代表者名）、住所及び電話番号

ハ. その他参考事項

#### ※送り先

特許庁の特許審査制度課：大田広域市西区庁舎路 189（屯山洞）政府大田庁舎 4 棟 1105 号（〒35208）

電話：(042) 481-8153、Fax：(042) 472-4743

電子郵便：dh0329.lee@korea.kr

### 4. その他の事項

改正案に対する詳しい事項は、特許庁ウェブサイト ([www.kipo.go.kr](http://www.kipo.go.kr)) 「立法予告」を参考にするか、特許庁の特許審査制度課（電話042-481-8153）にお問い合わせください。

特許庁公告第 2022-3 号

特許法施行規則の一部改正令案を立法予告するに当たり、その理由と主要内容を国民に予め知らせ、それに対する意見を聞くために、「行政手続法」第 41 条に基づいて次のとおり公告します。

2022 年 1 月 6 日

特許庁長

### 特許法施行規則の一部改正令案の立法予告

#### 1. 改正理由

特許出願及び特許権の回復要件を合理的な基準に緩和し、審判の請求が棄却された後も一定の範囲内で出願人が権利を獲得できる機会を拡大する等の内容に「特許法」が改正（法律第 18505 号、2021 年 10 月 19 日公布、2022 年 4 月 20 日施行）されたことに伴い、変更事項を反映し、バイオ産業の振興につながる微生物関連発明の出願手続き等を改善する一方、公報に部分住所が掲載されるようにする選択方式を拡大し、優先権証明書類の電子的交換のためのアクセスコードの提出を明確化する等、現行制度の運営上表れた一部の不備を改善・補完しようとするものである。

#### 2. 主要内容

##### イ. 微生物寄託及び分譲業務の効率化（案第 23 条、別紙書式第 14 号、第 19 号）

微生物関連発明に対して特許庁と寄託機関間で微生物寄託情報を共有することにより、微生物寄託の出願手続きと分譲申請の手続きを簡素化し、不要な書類の提出は省略できるようにする。

##### ロ. 分離出願制度の導入に伴う規定の整備（案第 11 条、第 29 条の 2、第 38 条、第 40 条の 2、第 40 条の 3、別紙書式第 14 号）

拒絶決定不服審判の棄却審決の後も提訴前に拒絶されなかった請求項のみを分離して権利を獲得できるようにする制度を導入することにより、出願人が権利を獲得できる機会を拡大する。

##### ハ. 特許出願・特許権の回復要件の緩和（案第 55 条の 2、別紙書式第 10 号）

手続きの無効、特許料の未納付によって権利が消滅する際、その回復要件を「責めに帰することができない事由」から「正当な事由」に緩和することで、より多くの特許

出願人等を積極的に救済できるようにする。

ニ. 公報の住所掲載方式申請方法の拡大 (案別紙書式第 4 号)

個人情報の露出を懸念する出願関連人の個人情報保護のために公報に部分住所を表示する制度において、既存の公報発行後に部分住所を選択できるようにする方法に加えて公報発行前に部分住所を選択できるようにする方法を追加することにより、個人情報の露出を事前に遮断できるように改善する。

ホ. 明細書等に入力可能な文字の拡大 (案別紙書式第 15 号、第 16 号、第 43 号ないし第 45 号、第 53 号、第 55 号)

特殊文字を含む多くの文字の表現が可能なユニコード形式で明細書等を作成できるという事項を書式に案内し、出願人が発明をより自由かつ正確な表現で記載できるようにする。

ヘ. 書類提出書による優先権証明書類アクセスコード提出の明確化 (案別紙書式第 13 号)

優先権証明書類を、世界知的所有権機関 (WIPO) を通じて電算で入手するためにアクセスコードを提出する方式において、現行の実務と書式案内に差があり出願人に混乱が生じるため、優先権証明書類かアクセスコードのいずれかを提出すれば足りるように書式案内を明確化する。

### 3. 意見提出

特許法施行規則の一部改正令案について意見がある団体又は個人は、2022 年 2 月 16 日までに統合立法予告システム (<http://opinion.lawmaking.go.kr>) を通じてオンラインにより意見を提出するか、次の事項を記載した意見書を特許庁長 (参照: 特許審査制度課長) に提出してください。なお、一部改正令案の全文の確認を希望する方は、特許庁ホームページ (<http://www.kipo.go.kr> 冊子/統計→法令及び条約→立法予告) を参考にしてください。

イ. 立法予告事項に対する項目別意見 (賛否とその理由)

ロ. 姓名 (法人、団体の場合はその名称と代表者名)、住所及び電話番号

ハ. その他参考事項

※送り先

特許庁の特許審査制度課: 大田広域市西区庁舎路 189 (屯山洞) 政府大田庁舎 4 棟 1105 号 (〒35208)

電話: (042) 481-8153、Fax: (042) 472-4743

電子郵便: dh0329.lee@korea.kr

特許庁公告第 2022-4 号

実用新案法施行規則の一部改正令案を立法予告するに当たり、その理由と主要内容を国民に予め知らせ、それに対する意見を聞くために、「行政手続法」第 41 条に基づいて次のとおり公告します。

2022 年 1 月 6 日

特許庁長

### 実用新案法施行規則の一部改正令案の立法予告

#### 1. 改正理由

審判請求が棄却された後も一定の範囲内において出願人が特許を受けることができる機会を拡大する等の内容に「特許法」が改正（法律第 18505 号、2021 年 10 月 19 日公布、2022 年 4 月 20 日施行）されたことに伴い、変更事項を反映し、バイオ産業振興につながる微生物関連発明の出願手続等を改善・補完しようとするものである。

#### 2. 主要内容

##### イ. 微生物寄託及び分譲業務の効率化（案第 6 条、別紙書式第 1 号）

－微生物関連発明について特許庁と寄託機関間で微生物寄託情報を共有することにより、微生物寄託出願に関する手続と分譲申請に関する手続を簡素化し、不要な書類の提出は省略できるようにする。

##### ロ. 分離出願制度の導入に伴う規定の整備（案第 9 条、第 10 条の 2、第 10 条の 3、第 17 条、別紙書式第 1 号）

－拒絶決定不服審判についての棄却審決の後も提訴前に拒絶されなかった請求項のみを分離して権利を獲得することができるようにする制度を導入することにより、出願人が権利を獲得することができる機会を拡大する。

#### 3. 意見提出

実用新案法施行規則の一部改正令案について意見がある団体又は個人は、2022 年 2 月 16 日までに統合立法予告システム (<http://opinion.lawmaking.go.kr>) を通じてオンラインにより意見を提出するか、次の事項を記載した意見書を特許庁長（参照：特許審査制度課長）に提出してください。なお、一部改正令案の全文の確認を希望する方は、特許庁ホームページ (<http://www.kipo.go.kr> 冊子／統計→法令及び条約→立法予告) を参考にして



ください。

- イ. 立法予告事項に対する項目別意見（賛否とその理由）
- ロ. 姓名（法人、団体の場合はその名称と代表者名）、住所及び電話番号
- ハ. その他参考事項

※送り先

特許庁の特許審査制度課：大田広域市西区庁舎路 189（屯山洞）政府大田庁舎 4 棟 1105 号（〒35208）

電話：(042) 481-8153、Fax：(042) 472-4743

電子郵便：dh0329.lee@korea.kr

1 - 6 商標法の一部改正法律案（代案）（議案番号：2114345）

議案情報システム（2022.1.10.）

議案番号：2114345

提案日：2022年1月10日

提案者：産業通商資源中小ベンチャー企業委員長

代案提案の経緯

議案名	議案番号	代表発議	発議日	審査の経過
商標法の一部改正法律案	5023	チェ・スンジ エ 議員	2020.11.6	－第384回国会（臨時会）第3次産業通商資源中小ベンチャー企業委員会（2021.2.23.）に上程後、提案説明、検討報告、大体討論を経て小委員会に回付 －第392回国会（臨時会）第1次産業通商資源特許小委員会（2022.1.5.）に上程、逐条審査及び議決（代案反映廃棄）
	9542	イ・ドンジュ 議員	2021.4.16	－第388回国会（臨時会）第1次産業通商資源中小ベンチャー企業委員会（2021.6.28.）に上程後、提案説明、検討報告、大体討論を経て小委員会に回付 －第392回国会（臨時会）第1次産業通商資源特許小委員会

				(2022. 1. 5.) に上程、逐条審査及び議決（代案反映廃棄）
--	--	--	--	------------------------------------

- イ. 第392回国会（臨時会）第1次産業通商資源特許小委員会（2022. 1. 5.）で上記2件の法律案を審査した結果、それぞれの法律案を本会議に付議しないことにし、各法律案の内容を統合・調整して当委員会の代案を作成することにする。
- ロ. 第392回国会（臨時会）第1次産業通商資源中小ベンチャー企業委員会（2022. 1. 5.）で産業通商資源特許小委員会が審査報告したとおり、2件の法律案はそれぞれ本会議に付議しない代わりに産業通商資源特許小委員会が作成した委員会の代案を提案することを議決した。

#### 代案提案の理由

最近、オンライン上で商標を表示するか、又はオンラインを通じて一方的にダウンロードする方式の多様なデジタル商品（Digital Goods）が流通されているが、現行法上、「商標の使用」行為は既存の伝統的類型のみを規定しており、このような時代の変化を反映していないため、デジタル商品のオンライン流通行為を法律上の商標の使用行為に含めようとするものである。

また、商標登録出願書に記載された指定商品中一部のみに対して拒絶理由がある場合、残りの指定商品は商標を登録できるようにする「部分拒絶制度」を導入し、商標登録拒絶決定に対する拒絶理由を簡単に解消できる場合には審判手続きの他に新しい不服手段として「再審査請求制度」を導入して出願人の便宜と権利確保の機会を拡大しようとするものである。

#### 代案の主要内容

- イ. 商品又はその包装に商標を表示したものを、電気通信回線を通じて提供するか、そのために展示・輸出・輸入する行為を「商標の使用」行為に含める（案第2条第1項第11号ロ目）。
- ロ. 商標登録出願に対する拒絶理由が一部の指定商品のみにある場合、拒絶理由がない残りの指定商品に対しては商標を登録できるようにする部分拒絶制度を導入する（案第54条・第57条・第68条・第87条・第116条等）。
- ハ. 審査官の商標登録拒絶決定後、指定商品範囲の減縮等でその拒絶理由を簡単に解消できる場合には、必ずしも審判手続きを経る必要なくして審査官に再審査を請求で

きるようにする（案第55条の2新設）。

法律第 号

### 商標法の一部改正法律案

商標法の一部を次のように改正する。

第2条第1項第11号ロ目中「譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しの目的で展示・輸出又は輸入」を「譲渡し、引き渡し、電気通信回線を通じて提供する行為又はこれを目的として展示し、輸出・輸入」に改める。

第40条第1項第1号を第1号の2に改め、同項に第1号を次のように新設する。

1. 第55条の2に基づく再審査を請求する場合：再審査の請求期間

第41条第1項に第2号の2を次のように新設する。

2の2. 第55条の2に基づく再審査を請求する場合：再審査の請求期間

第54条各号以外の部分に後段を次のように新設する。

この場合、商標登録出願の指定商品の一部が次の各号のいずれかに該当する場合には、その指定商品のみに対して商標登録拒絶決定をしなければならない。

第55条の2を次のように新設する。

第55条の2（再審査の請求）①第54条に基づく商標登録拒絶決定を受けた者は、その決定の謄本を送達された日から3ヶ月（第17条第1項に基づいて第116条による期間が延長された場合にはその延長された期間をいう）以内に指定商品又は商標を補正して当該商標登録出願に関する再審査を請求することができる。ただし、再審査を請求する時に既に再審査に基づく拒絶決定があるか、第116条に基づく審判請求がある場合には、この限りでない。

②商標登録出願人は第1項に基づく再審査の請求とともに意見書を提出することができる。

③第1項に基づいて再審査が請求された場合、その商標登録出願に対して従前に行われた商標登録拒絶決定は取り消されたものとみなす。ただし、再審査の請求手続きが第18条第1項に基づいて無効になった場合には、この限りでない。

④第1項に基づく再審査の請求は取り下げることができない。

第57条第1項各号以外の部分本文中「場合には」を「場合（一部の指定商品に対して拒絶理由がある場合には、その指定商品に対する拒絶決定が確定された場合をいう）には」に改め、同項第2号中「商標登録出願」を「商標登録出願の指定商品」に改める。

第68条見出し以外の部分中「場合には」を「場合（一部の指定商品に対して拒絶理由がある場合には、その指定商品に対する拒絶決定が確定された場合をいう）には」に改める。

法律第18502号商標法の一部改正法律第87条第1項各号以外の部分に後段を次のように新

設し、同条に第4項を次のように新設する。

この場合、指定商品追加登録出願の指定商品の一部が次の各号のいずれかに該当する場合には、その指定商品のみに対して指定商品の追加登録拒絶決定をしなければならない。

④審査官は第2項に基づいて拒絶理由を通知する場合、指定商品別に拒絶理由と根拠を具体的に書かなければならない。

法律第18502号商標法の一部改正法律第88条第2項中「第53条」を「第53条、第55条の2」に改める。

法律第18502号商標法の一部改正法律第116条見出し以外の部分中「審判」を「拒絶決定された指定商品の全部又は一部に関して審判」に改める。

第148条第2項中「第117条第1項」を「第116条に基づく拒絶決定に対する審判、第117条第1項」に改める。

第185条第2項中「第40条第2項第4号」を「第40条第1項第1号・第2項第4号及び第41条第1項第2号の2」に改める。

第191条見出し以外の部分中「場合には」をそれぞれ「場合（一部の指定商品に対して拒絶理由がある場合には、その指定商品に対する拒絶決定が確定された場合をいう）には」に改める。

法律第18502号商標法の一部改正法律第193条第1項中「場合には」をそれぞれ「場合（一部の指定商品に対して拒絶理由がある場合には、その指定商品に対する拒絶決定が確定された場合をいう）には」に改める。

第193条の2を次のように新設する。

第193条の2（再審査請求の特例）国際商標登録出願に対しては第55条の2を適用しない。

法律第18502号商標法の一部改正法律第210条に第4項を次のように新設する。

④審査官は第2項に基づいて拒絶理由を通知する場合、指定商品別に拒絶理由と根拠を具体的に書かなければならない。

法律第18502号商標法の一部改正法律第212条中「第50条」を「第50条、第55条の2」に改める。

## 附 則

第1条（施行日）この法律は、公布後1年が経過した日から施行する。ただし、第2条第1項第11号ロ目の改正規定は公布後6ヶ月が経過した日から施行する。

第2条（再審査の請求等に関する適用例）第40条第1項、第41条第1項、第55条の2、第88条第2項及び第212条の改正規定は、この法律の施行後に出願する商標登録出願、指定商品追加登録出願又は商品分類転換登録の申請から適用する。

第3条（商標登録拒絶決定等に関する適用例）第54条、第57条第1項、第68条、第87条第1

項、第116条、第148条第2項、第191条、第193条第1項の改正規定は、この法律の施行後に出願する商標登録出願又は指定商品追加登録出願から適用する。

1-7 「大・中小企業の共生協力促進に関する法律施行令」の一部改正令案の再立法予告（中小ベンチャー企業部公告第 2022-13 号）

電子官報（2022. 1. 11.）

中小ベンチャー企業部公告第 2022-13 号

「大・中小企業の共生協力促進に関する法律施行令」の一部改正令案を修正し、再立法予告するに当たり、その理由と主要内容を国民に予め知らせ、それに対する意見を聞くために「行政手続法」第 41 条に基づいて次のとおり公告します。

2022 年 1 月 11 日

中小ベンチャー企業部長官

「大・中小企業の共生協力促進に関する法律施行令」の一部改正令案の再立法予告

1. 改正理由

秘密保持契約の導入等により、受託・委託取引で中小企業の技術保護を強化する内容に「大・中小企業の共生協力促進に関する法律」（法律第 18431 号、2020. 8. 17. 改正、2022. 2. 18. 施行）が改正されたことに伴って法律に委任された事項を規定し、現行制度の運営上表れた一部の不備を改善・補完しようとするものである。

2. 主要内容

- イ. 法第 21 条の 2 第 1 項第 4 号に基づき、受託企業が委託企業に技術資料を提供する場合、締結すべき秘密保持契約の具体的な記載事項を規定（案第 14 条）
- ロ. 中小企業事業調整審議会の効率的な運営のために、委員長を中小ベンチャー企業部の次官から高位公務員団の公務員に変更（案第 21 条）
- ハ. 技術資料流用行為関連調査の拒否に対する過料の引き上げ、秘密保持契約の不履行に対する過料の導入等、改正法律の内容を反映（案第 28 条）
  - 1) 施行令別表 2 の一般基準に違反行為の回数による累積処分の賦課基準を明示し、個別基準に、法第 25 条第 2 項の技術資料流用関連調査を拒否する場合、過料の賦課基準を 1,500 万ウォン、2,500 万ウォン、5,000 万ウォンと累積処分によって細分化する
  - 2) 施行令別表 2 に秘密保持契約の不履行に対する過料の賦課基準を追加し、違反行為者が大企業の場合に 500 万ウォン、中小企業の場合に 300 万ウォンの過料をそれぞれ

れ設定する

### 3. 意見提出

この改正案について意見がある機関・団体又は個人は、2022年1月14日までに国民参与立法センター (<http://opinion.lawmaking.go.kr>) を通じてオンラインで意見を提出するか、次の事項を記載した意見書を中小ベンチャー企業部長官に提出してください。

- イ. 予告事項に対する賛成又は反対意見（反対の際はその理由を明示）
- ロ. 姓名（機関・団体の場合は機関・団体名と代表者名）、住所及び電話番号
- ハ. その他参考事項等

#### ※提出意見の送り先

一般郵便：〒30121 世宗市カルム路 180、世宗ファイナンスセンター3次5階中小ベンチャー企業部技術保護課  
電子郵便：myaudience@korea.kr  
ファックス：044-204-7789

### 4. その他の事項

改正案に対する詳しい事項は、中小ベンチャー企業部の技術保護課（電話 044-204-7784、ファックス 044-204-7789）にお問い合わせください。

## 1-8 2022年に新たに変わる知的財産制度

韓国特許庁（2022.1.3.）

中小企業のための紛争リスク警報サービス及び早期診断サービスを提供  
365日24時間知的財産相談サービスが可能な人工知能チャットボットを導入  
小規模事業者の知的財産被害を予防するための商標権出願教育及びコンサルティングを実施

今年から中小企業の知的財産権紛争対応の支援を強化するための紛争リスク警報サービスと紛争リスク早期診断サービスが提供される。

人工知能（AI）チャットボット相談サービスを導入して365日24時間、国民向け知的財産関連相談サービスが可能になり、全国地域知的財産センターで悪意のある商標先取り行為から小規模事業者を守るための知的財産権教育と商標権出願コンサルティングが実施される。

韓国特許庁は、このような内容を盛り込んだ 2022 年新年に変わる制度を知的財産権保護強化、行政サービスの品質改善、知的財産能力強化の 3 つの分野に分けて紹介した。

## 1. 知的財産の保護を徹底して技術覇権時代に備える

海外に進出した韓国企業の知的財産権紛争対応の支援を強化する。

紛争ハイリスク技術分野・特許を調べて企業に提供する紛争リスク警報サービスと、競合他社の特許及び技術を情報収集 (monitoring) ・分析して紛争リスクを早期に診断してくれるサービスを開始する。(2022 年 3 月)

また、特許紛争対応戦略の相談対象を拡大 (※) し、費用支援の限度を引き上げて (※※) 中小企業への支援を強化する。(2022 年 1 月)

※ (従来) 中小・中堅輸出企業 → (改善) 中小・中堅企業全体に拡大

※※ (従来) 年間 1 億ウォンまで → (改善) 2 億ウォンに引き上げ

「取引を目的に蓄積・管理したデータを不正取得・使用する行為」と「有名人の肖像・姓名等を不正に使用する行為」が新たに不正競争行為として認められる。

資料 (data) の不正使用行為に対しては民事的救済措置及び行政調査・是正勧告が可能になり、技術的保護措置を正当な権限なく故意に無力化する行為に対しては刑事処罰 (※) が可能になる。(2022 年 4 月)

※3 年以下の懲役、3,000 万ウォン以下の罰金

また、有名人の肖像・姓名等を無断で使用する行為によって経済的利益を侵害される場合は、差止請求・損害賠償請求などの民事的救済措置及び行政調査・是正勧告が可能になる。(2022 年 6 月)

## 2. 知的財産行政サービスの品質を高める

特許分離出願制度を導入する。(2022 年 4 月) 拒絶決定不服審判の棄却審決を受けた後、特許法院の提訴期間内に拒絶されていない請求項のみ別途分離して出願できるようになる。

特許・商標・デザインの審判請求期間が延長される。(2022 年 4 月) 拒絶決定不服審判における審査官の拒絶決定に対する審判請求期間と商標・デザインの補正却下不服審判における審査官の補正却下決定に対する審判請求期間がそれぞれ 30 日から 3 カ月に延長される。

24 時間チャットボット相談サービスを実施する。これから特許顧客はチャットボット相談サービスを通じて知財権全般に対する質疑応答を 365 日・24 時間利用できるようになる。(2022 年 4 月)

### 3. 知的財産能力を強化して未来志向的な知的財産エコシステムを構築する

小規模事業者の知的財産被害を予防し、安定的な成長を後押しするために知的財産の権利化を支援する。今年から小規模事業者は全国地域知的財産センター(※)で知的財産権の基礎教育と商標権などの知的財産権の出願相談を受けることができるようになる。

(2022 年 3 月)

※ソウル、京畿、仁川など 13 の地域

広域単位の発明教育に向けた拠点機関として、慶尚北道教育厅と共に慶尚北道(慶州)に発明体験教育館を開館する。(2022 年 3 月予定) 慶尚北道内の発明教育を総括・支援し、深化した発明・特許教育と発明展示・体験スペースを子どもや一般人に提供する。

特許庁の報道官は「2022 年に新たに変わる知的財産制度は小規模事業者や中小企業など、知的財産分野の相対的弱者をサポートすることに重点を置いている」とし、「急変する国内外の環境に先手を打って対処するために、知的財産制度を補完する努力とコミュニケーションを続けていく」と述べた。

2022 年に変わる知的財産制度に関する詳細は特許庁のブログ([blog.naver.com/kipoworld2](http://blog.naver.com/kipoworld2))から確認できる。

**1-9 融合複合技術分野の審査実務ガイド、このように変わります!**

**韓国特許庁(2022.1.6.)**

人工知能・モノのインターネット・生命工学分野の説明会を開催

韓国特許庁は、「融合複合技術分野審査実務ガイドの説明会」を大韓弁理士会会員と韓国知識財産協会会員を対象に、それぞれ 1 月 11 日火曜日午後 2 時及び 17 日月曜日午後 2 時に非対面オンライン方式で開催する予定である。

特許庁の融合複合技術審査局は、明確な審査基準を設けて高品質の特許審査サービスを提供するために産業界と協力して、最近出願が増加している人工知能、モノのインターネット、生命工学分野の審査実務ガイドを改定した。



具体的に、人工知能分野では、特許で保護可能な人工知能学習モデルを定義して具体的な特許記載要件を提示した。モノのインターネット分野では、サービス類型別の進歩性の判断基準を提示した。生命工学分野では、産業界の要求を反映して疾病診断関連バイオマーカー技術に対する審査事例を追加した。

説明会では、今回の改定事項を中心に人工知能・モノのインターネット・生命工学分野での特許明細書の作成方法や類型別特許付与基準を具体的な審査事例を通じて紹介する予定である。

特許庁の融合複合技術審査局長は「人工知能など、急速に発展している第四次産業革命技術の流れを適時に審査実務に反映することが重要だ」と強調し、「産業と研究現場の声を反映した審査実務の運営を通じて、韓国企業が新技術の特許を確保し、未来成長のエンジンを準備する上で役立ちたい」と述べた。

#### 1-10 商標法の改正案、国会本会議を通過

韓国特許庁（2022. 1. 12.）

個人・小規模事業者および中小企業の商標権獲得が容易になる！

- ・商標法の改正案が国会本会議を通過、部分拒絶制度・再審査請求制度の導入により個人・小規模事業者の商標権獲得に資する
- ・デジタル商品取引の活性化に伴って商標使用行為の類型も拡大

韓国特許庁は部分拒絶制度・再審査請求制度の導入（チェ・スンジェ議員代表発議）、商標使用行為類型の拡大（イ・ドンジュ議員代表発議）のための商標法の一部改正案が1月11日火曜日に国会本会議を通過（※）したと発表した。

※2月中改正法律案公布予定→「部分拒絶制度・再審査請求制度」は公布後1年が経過した日から、「商標使用行為類型の拡大」は公布後6カ月が経過した日から施行

#### 部分拒絶制度の導入

現在は商標登録出願の一部の指定商品のみ拒絶理由があっても、出願人が拒絶理由のある商品を削除・補正しない限り、拒絶理由のない商品まで拒絶決定されている。しかし、改正案では、一部の指定商品のみ拒絶理由がある場合、出願人が商品の削除など、別途の措置を取らなくても拒絶理由のない商品は商標を登録できるようにすることで、商標登録出願の手続き・制度に慣れておらず、拒絶理由の通知に時間・費用などの問題で適切に対応できない個人・中小企業出願人の商標権確保に役立つようにした。また、拒絶決定

に対する不服審判を請求するとき、全商品に対する審判請求のみ可能であったものを拒絶決定された商品のうち一部のみを対象としても不服審判を請求できるようにし、審判請求の対象のうち一部に対する審判請求の取り下げも可能にして出願人の便宜を図った。

#### 再審査請求制度の導入

現在は、審査官の商標登録拒絶決定に対しては拒絶決定不服審判請求のみを規定しているため、拒絶決定の理由を簡単に解消できる場合であっても必ず審判を通じてのみ克服できるようになっている。しかし、商品の補正などで簡単に拒絶理由を解消できる場合には、不服審判請求の他に、審査官に再審査を請求できる手続きを新設することによって、出願人が拒絶決定を克服できる機会を拡大した。

#### 商標使用行為類型の拡大

従来の商標の「使用」は、通常の商品の占有・移転を前提とした譲渡・引渡しなどに限られているため、オンライン上で提供されるデジタル商品の流通行為に不適合であった。そのため、今回の商標法の改正案に「商標が表示されているものを、電気通信回線を通じて提供する行為又はこれを目的として展示・輸入・輸出」する行為を商標法上商標の「使用」に含めることにより、そのような問題を解消した。

※（例）「ソフトウェア」、「コンピュータプログラム」、「電子ブック」、「顔文字」などのデジタル商品に商標を表示して利用券を販売（サブスクリプションサービス）・掲載（アップロード）するなど

特許庁長は「今回の商標法の改正によって部分拒絶制度と再審査請求制度が導入され、個人・中小企業出願人の商標権確保に資すると期待される。また、オンライン上でのデジタル商品の流通行為が商標使用類型に含まれ、デジタル商品の取引環境の変化が法律に反映された」と述べた。

### 1-11 デザイン保護法審判手続き改善法案、国会通過

韓国特許庁（2022. 1. 12.）

審判請求期間延長制度および審判請求却下制度の改善に向けた「デザイン保護法」の改正

韓国特許庁は、審判請求人の便宜と利益のために審判手続きを改善する（ユン・ヨンソク議員代表発議）デザイン保護法の改正案が1月11日火曜日に国会本会議を通過（※）したと発表した。

※2月中に改正法律案が公布される予定であり、公布の日から施行

まず、改正案は、デザイン登録出願に対する拒絶決定などの審査官の処分不服してデザイン審判を請求するとき、その請求期間を延長するかどうかは特許庁長が決めるという点を明確にした。従来は特許庁長だけでなく、特許審判院長も審判請求期間を延長するかどうか決定する権限があり、審判請求人はどこに期間延長を申請すればいいか手続き上混乱することが多かった。しかし、今回の改正でこのような混乱を解消できるようになった。

次に、デザイン関連審判請求の一部の手続きに問題がある場合、審判請求全体を却下する代わりに、問題のある一部の手続きのみを却下できるように却下制度を改善した。従来は代理人選任申請など、審判請求の一部の手続きに問題があっても審判請求全体を却下し、審判請求人にとって過酷な面があった。しかし、今回の改正で審判請求は維持され、問題のある一部の手続きさえ再度行えばいいことになり、審判請求人の利益を保護できるようになった。

特許審判院長は「デザイン審判関連デザイン保護法の改正案が今回に国会を通過したことにより、国民の不便をより解消できるようになった」とし、「今回改善された制度が問題なく施行されるように準備し、今後も国民の便宜を図る制度改善のために努力する」と述べた。

## 関係機関の動き

### 2-1 第57回発明の日の記念式、発明有功者の褒賞および今年の発明王の受付を開始 韓国特許庁（2022.1.3.）

発明で韓国に貢献した主役を募集します！

韓国特許庁は、第57回発明の日（2022年5月19日）を迎えて「発明有功者の褒賞」および「今年の発明王」の候補に対する申し込み（推薦）を受け付けると発表した。

※「発明有功者の褒賞」の申し込み期間：2022年1月3日（月曜）～2月4日（金曜）

「今年の発明王」の申し込み期間：2022年1月3日（月曜）～2月11日（金曜）

「発明の日」は、世界で初めて雨量計を国民に公開した日（5月19日）を記念して1957年に法定記念日に指定され、発明で国家産業の発展に貢献した発明有功者（団体）を発掘・褒賞する意義深い日である。

発明有功者の褒賞に申し込める対象は発明者、発明有功者、発明奨励有功者、発明指導有功者、発明奨励有功団体であり、発明の振興と知的財産の創出に貢献した個人や団体は誰でも申し込むことができる。受け付けが完了すれば、各分野の専門家で作る推薦審査委員会などの審査と公開検証を経て最終褒賞対象者を選定する。

1 等級勲章である金塔産業勲章を含む勲章・褒章および表彰などは「第 57 回発明の日の記念式」で授賞する予定である。

※第 57 回発明の日記念式：2022 年 5 月中予定

一方、「今年の発明王」は新製品・新技術を開発し、国家競争力の向上に大きく貢献した発明者に与えられる賞であり、賞金 3,000 万ウォンと共にトロフィーなどが授与される。

発明の日の有功者褒賞と重複申し込みおよび受賞が可能であり、政府機関、広域地方自治体、研究機関、大学、企業体、学会、協会および地域知的財産センターなどの長が候補を推薦することができる。

「第 57 回発明の日」の有功者褒賞および「今年の発明王」の申し込みは韓国発明振興会のウェブサイト ([www.kipa.org](http://www.kipa.org)) からできる。

「第 57 回発明の日」の記念褒賞の申し込みおよび記念式に関する詳細は韓国発明振興会の発明振興室 (+82-2-3459-2792、2794) に問い合わせるか、ウェブサイト ([www.kipa.org](http://www.kipa.org)) を参考にすれば良い。

## 2-2 「デジタル知的財産イノベーション戦略」国民が選んだ 2021 年の特許庁ニュース 1 位

韓国特許庁 (2022. 1. 10.)

韓国特許庁、国民が選んだ 2021 年の特許庁 10 大ニュースを選定・発表

2 位は自動運転技術の特許動向、3 位は特許ビッグデータによる国家危機の克服

韓国特許庁は「人工知能・データに基づいたデジタル知的財産のイノベーション戦略」のニュースが、国民が選んだ「2021 年の特許庁 10 大ニュース」の 1 位に輝いたと発表した。

今回の調査は昨年の優秀な報道資料 20 件を対象に行われた。このうち、10 大ニュースは、特許庁のブログで行われた国民投票とメディア専門家の評価によって選ばれた。国民が選んだ 2021 年の特許庁 10 大ニュースの結果をまとめると、デジタル知的財産システム

の構築、最新技術の特許動向、知的財産による国家危機の克服過程などのテーマが国民から大きな関心を受けたことがわかる。

#### 【デジタル知的財産システムの構築】

急速に変化するデジタル環境で知的財産を保護するための特許庁の制度改善取り組みを紹介した報道資料が 10 大ニュースに選定された。

1 位に上った「人工知能・データに基づいたデジタル知的財産のイノベーション戦略」の報道資料は、3 次元立体写真 (hologram) の商標・画像デザインなど、新たな種類の知的財産を保護し、知的財産データの活用を最大化するための特許庁の青写真を紹介した。また、拡張・仮想現実の中のデザインを保護するための「デザイン保護法改正」のニュース (7 位)、有名人の肖像・姓名が持つ財産的価値を保護するための「不正競争防止法改正」のニュース (10 位) もランクインした。

#### 【最新技術の特許動向】

最新技術のトレンドを確認できる報道資料も多数選ばれた。

自動運転技術、ホームサービスロボット、AI・IoT 物流運送などの分野に関する特許出願動向の報道資料がそれぞれ 2 位、4 位、6 位と、上位に入っている。これを通じて、特許データを活用することで最新イノベーション技術の動向を確認しようとする国民の関心を確認することができた。また、「人工知能 (AI) も人間のように特許法上、発明者になれるか？」という質問に答える報道資料も多くの国民から耳目を集めて 8 位に上った。

#### 【国家危機の克服過程】

新型コロナなどの国家危機を特許で克服する取り組みを知らせた報道資料も国民の共感を得た。

特許ビッグデータの分析で特許観点の研究開発戦略を支援し、素材・部品・装備の技術自立に貢献したことを知らせる報道資料が特許庁 10 大ニュースの 3 位に上った。新型コロナ治療薬の開発の現状を、特許出願データを通じて配信した報道資料 (5 位) も共に 10 大ニュースに入った。他に、「チョコパイ」の事例を活用して「商標の慣用商標化」を予防するための商標権管理の重要性を知らせたニュース (9 位) も目立った。

特許庁の報道官は「国民参加を通じて 2021 年の特許庁 10 大ニュース」を選定する過程で、特許庁に対する国民の強い関心と愛情を確認することができた」とし、「2022 年にも国民と持続的にコミュニケーションする特許庁になりたい」と述べた。

- ・国防特許技術の取引・事業化促進に向けて韓国特許庁（韓国発明振興会、韓国特許戦略開発院）と防衛事業庁（国防科学研究所）が業務協約を締結
- ・部処協力型国防特許技術取引・事業化の支援体系の構築を推進

「協力型国防特許技術取引・事業化の仮想事例」

国防科学研究所は、民軍兼用技術である赤外線検出器に関する技術を開発する際、韓国特許戦略開発院に研究開発の方向性に関する諮問を受けて国防優秀特許を確保した。韓国発明振興会の知的財産取引所は、外部技術の導入を推進していた新生監視カメラ業者である A 企業に国防科学研究所の赤外線検出器に係る特許技術を紹介・仲介した。その後、A 企業は、国防科学研究所から技術アシスタント相談、技術支援および技術移転・商用化資金まで支援を受けて競合他社より先に市場に参入し、成長を続ける。

韓国特許庁と防衛事業庁は、国防科学研究所（以下、国科研）、韓国発明振興会（以下、発振会）、韓国特許戦略開発院（以下、戦略院）とともに 1 月 11 日（火曜）15 時 30 分に国防科学研究所で国防特許技術の民間移転を促進するための業務協約を締結したことを明らかにした。

「業務協約式の概要」

- ・日時および場所：2022 年 1 月 11 日（火曜）15 時 30 分、国防科学研究所創造館
- ・協約参加者：韓国特許庁（韓国発明振興会、韓国特許戦略開発院）、防衛事業庁（国防科学研究所）
- ・協約内容：
  - (1) 部処別技術取引プラットフォームの連携
  - (2) 部処協力型技術取引支援体系の構築
  - (3) 知的財産取引市場活性化の支援

この業務協約の目的は、国防特許技術の民間移転を促進するため、技術取引分野における関連機関がお互いの強みに基づいて協力型国防特許技術取引体系を構築し、国防特許技術の導入を希望する企業に統合（one-stop）取引サービスを提供することである。

戦略院は、研究開発の対象となる国防技術に関する技術、特許および論文を分析して研究開発の方向性を提示し、国防研究開発の課題に対する重複投資の防止および国防研究開発の特許成果創出を支援する。

発振会は、国防特許技術の導入が必要な需要企業を発掘し、最適の特許技術を探して紹介し、取引を成功できるように仲介を支援する。

国科研は、国防特許技術移転に必要な技術アシスタント相談および技術支援や移転企業に対する技術移転および後続研究開発を支援する。

防衛事業庁と韓国特許庁は、このような協力型国防特許技術取引体系の運営が円滑になるように予算および政策的支援を提供する予定である。

なお、防衛事業庁（国科研）の国防技術取引市場と韓国特許庁（発振会）の知的財産取引サイト（IP-market）に登録された技術に関する需要および供給情報の連携および共有を推進する。

このような協力体系が構築されれば、国防分野における優秀特許の創出、国防特許技術導入に関する需要の発掘、仲介、後続研究開発の支援など全プロセスにわたる統合（one-stop）サービスが企業に提供される。

これまで企業は国防特許技術の導入を希望しても、どのような取引サービスがどこで提供されるのか分かりにくく、また個別サービスを受けるために各機関をいちいち訪問しなければならないため、不便であった。

今回の協力型取引体系が構築されることにより、企業はより便利に国防特許技術取引に関する様々なサービスの提供を受けようになり、国防特許技術の民間移転および事業化が活発するものと予想される。

韓国特許庁長は、「今回の公共機関間の協力体系構築は、部処間の協業を通じて国防特許技術取引の活性化を推進するという意味を持つ」とし、「今回の業務協約により国科研で保有している約 4 千件に達する韓国のレベル高い先端国防特許技術が民間企業に活発に移転されるきっかけになることを願う」と述べた。

また、防衛事業庁長は、「今回の業務協約はこれまでの統制・保護中心の国防研究開発成果物管理から、優秀な研究成果を企業に共有・拡散する国防技術民需事業化基盤組成に大きな役割を果たす」とし、「協力型国防特許技術取引体系が早期に定着し、国防技術が民間の進歩した技術開発、革新製品化、輸出につながり、国家経済に活力を吹き込むことを期待する」と述べた。

お求めの知的財産情報、一カ所で探せます

韓国特許庁は政策のコミュニケーションを強化するために、全国民が簡単で速やかに知的財産（IP）情報を利用できるよう庁の代表ウェブサイト（[www.kipo.go.kr](http://www.kipo.go.kr)）をリニューアルして1月12日から運営すると発表した。

今回のリニューアルは、国民が便利に使えるようにすることに重点を置いて、誰でも情報を簡単に認識し、庁の代表ウェブサイト一カ所でさまざまな情報を検索・活用できるようにした。

まず、「カスタマイズ情報検索」メニューを新設して、ユーザーのお気に入りメニューと知的財産権のライフサイクル別・顧客類型別の情報を分類して提供する。ユーザーのアクセス履歴の多いメニューを周期的に同期化して「お気に入りメニュー」に反映し、アイデアの出発段階から知的財産の出願、審査、登録段階を経て知的財産の保護、評価、取引移転に至るまで、知的財産権の段階別に必要な情報をリスト化した。また、出願人、代理人、発明者、中小・中堅企業、教師、学生、大学・公共研究機関など、ユーザー別のカスタマイズ型政策情報をすぐに検索できるように構成した。

さらに、情報のアクセス性を高めるために、随所に散らばっている情報を検索するのにかかる時間を短縮できるようウェブ収集サーバーを別途に構築して、これからリニューアルされた特許庁ウェブサイトの特許庁および関連機関（計35機関）が提供する多様な知的財産情報を検索できる。また、スマートフォンの利用が日常化するに伴い、端末の種類と画面サイズにリアルタイムで反応する反応型ウェブサービスを構築して、モバイルでもPC画面と同様のウェブサイトの情報が見られる。

最後に、ユーザーが一目で内容を把握できるようにメイン画面の構成を鮮やかな色とシンブルなデザインに改善し、各メニュータブをクリックすれば最下位メニューまで一目で見られるようにすることで、ユーザーが求める内容を速やかに探せるようにした。

特許庁の情報システム課長は「1月末までにユーザーの意見をもとに修正・補完作業と安定化点検を行ってウェブサイトサービスを向上させる予定だ」とし、「今後も最新ウェブ技術を適用して、誰でも簡単かつ便利に知的財産情報を活用できるよう持続的に改善していく」と述べた。



## 2-5 韓国特許庁、世界で最もイノベティブな知的財産機関に選定

韓国特許庁 (2022. 1. 13.)

危機下で輝くデジタル知的財産競争力、世界から認められる

韓国特許庁は、WTR (※) (World Trademark Review) が全世界の主要特許庁を対象に評価 (※※) して発表した 2021 年度知的財産イノベーションランキングで、韓国特許庁が欧州連合知的財産庁 (EUIPO) と共同で 1 位を獲得したと発表した。

※2002 年に創刊された英国の知的財産専門誌

※※2017 年から毎年各国特許庁のオンラインサービス能力、商標権保護・活用政策、ユーザーコミュニケーション努力の 3 分野 16 指標に対して専門家の評価および独自の情報収集過程を実施

韓国は世界で初めてモバイル商標出願システムを導入するなど (2020 年)、持続的なイノベーション努力により 2019 年 6 位、2020 年 3 位と着実にランクインし、2021 年度の評価では初めて世界 1 位を獲得する快挙を達成した。

2020 年度の商標出願上位 60 カ国の特許庁を対象に行われた今回の評価で、前年度に 1 位を取ったシンガポールが 3 位、英国が 4 位、日本が 12 位、米国が 13 位を獲得した。

<主要国別順位表、() は 2020 年の順位>

区分	韓国	欧州	シンガポール	英国	日本	米国	フランス	中国
順位	1 (3)	1 (2)	3 (1)	4 (3)	12 (12)	13 (8)	14 (14)	18 (17)

韓国特許庁は今回の評価で、ウェブサイト利用の利便性、電子出願サービスの提供、人工知能 (AI) を活用した検索システムなどを含むオンラインサービス能力分野で前年度 (6 位) より 5 段階上昇した 1 位となった。また、商標制度説明会の開催、出願人対象のソーシャルネットワークワーキングサービスなど、利害関係人とのコミュニケーションレベルを測るユーザーコミュニケーション努力分野でも順位が大幅に上昇し、前年度の 23 位から今年度は 1 位となった。

特許庁はこれまで、審査官向けの人工知能基盤の商標画像検索システムを独自開発して審査品質を高めるために取り組んでおり、電子出願システムを持続的に改善して 2021 年度には商標出願件数の 98% がオンラインで出願されたものと調査された。

さらに、新型コロナの長期化に伴う非対面の日常化により、オンラインを通じた偽造商品の流通が急増するにつれて、これを防止するためのオン・オフライン取り締まりも強化している。

特許庁長は「今回の WTR 知的財産イノベーションランキング 1 位の達成は、出願人の利便性および審査業務の効率性の向上に向けた特許庁のイノベティブな努力が高く評価されたため」とし、「特許庁は今回の成果に安住することなく、急変するデジタル環境の中で人工知能などの新技術を積極的に取り入れるとともに利害関係人とのコミュニケーションを強化して、出願人により質の良いサービスを提供し、知的財産権が効果的に保護・活用される環境を整えるために努力する」と述べた。

## 2-6 「発明教育」の死角にいる子どものために直接伺います！

韓国特許庁（2022. 1. 13.）

島嶼僻地・地域児童センターの子どもを直接訪ねる発明体験教室の申請受付  
(3月4日まで)

- ・「発明について新しい気付きがありました。理論で学んだ知識を活用して鏡箱、分光器、ラテン方格などを自作してみる授業が分かりやすく、もっと楽しいです。今度は、3次元模型化 (modeling) も学んで、自分のアイデアで新しい作品も自作してみたいです」  
(慶北ファドン中学校の生徒)
- ・「本校で初めて発明教育体験プログラムを運営しましたが、生徒たちがこれまで経験したことのないさまざまな課題にチャレンジしてみる機会となり、生徒と教師の満足度が高かったです。多くの特殊学校の生徒にこのような新しい経験をしてもらいたいです」(全南麗水ヨミョン学校 (特殊学校) の教師)

韓国特許庁は発明教育へのアクセシビリティが低い子どもを対象に多様な教育プログラムを提供するために、「訪ねる発明体験教室」への参加機関を3月4日金曜日までに募集する。

「訪ねる発明体験教室」は、専門講師が現場を直接訪れて体験型発明教育を提供し、島嶼・僻地および農村・漁村学校、地域児童センター、保育園などが機関単位で参加できる。参加機関に選定されれば、詳細日程、教育内容などを協議した上で教科連携型、放課後教育型、発明キャンプ型などのオーダーメイド型教育課程を今年4月から11月まで運営することになる。特に、普段はなかなか接することのできない体験・実習型発明教育を中心に

発光ダイオード（LED）アクリルランプおよびネオンサイン自作、小型工作機械を用いた発明、コーディング基礎およびフィジカルコンピューティング体験などを提供する。

一方、コロナ禍が長期化して訪問教育が難しい場合、体験品を配送してオンラインで行う非対面方式も並行する予定である。

昨年は全国の島嶼・僻地学校および地域児童センターなど 695 の機関が参加し、17,293 人の子どもが訪ねる発明体験教室を修了した。島嶼・僻地学校の多い全羅北道（95 回）、全羅南道（84 回）、慶尚北道（64 回）地域が積極的に参加し、参加した子どもの 92%が満足したほど、子どもたちの反応も良かった。

特許庁の産業財産政策局長は「コロナ禍によって教育格差が一層広がっている中、教育脆弱層の子どもが発明教育から取り残されないようにすべきだ」とし、「特許庁は訪ねる発明体験教室を持続的に拡大し、発明家を夢見るすべての子どもがその夢を育てられるようにサポートする」と伝えた。

「訪ねる発明体験教室」への参加を希望する機関は、3月4日金曜日までに参加申込書を作成して電子メール（[goedu@kpa.org](mailto:goedu@kpa.org)）で提出すればよい。詳細は発明教育ウェブサイト（[www.ip-edu.net](http://www.ip-edu.net)）および韓国発明振興会（02-3459-2954）への問い合わせを通じて確認できる。

### 模倣品関連および知的財産権紛争

※今号はありません。

### デザイン（意匠）、商標動向

※今号はありません。

### その他一般

5-1 2021年に知的財産出願、史上最高値（59.3万）を記録

韓国特許庁（2022.1.11.）

新型コロナパンデミック下でも続く知的財産確保の取り組み  
中小・ベンチャー企業の出願増加率 11%と、増加傾向を主導

昨年、知的財産の出願が 60 万件に迫り、史上最高値を記録したことがわかった。中小・ベンチャー企業から前年比 11%増加して出願の増加傾向を主導したが、これは韓国企業が新型コロナなど、厳しい経済状況下でも知的財産の確保に積極的に取り組んでいたことと見られる。

韓国特許庁は昨年、韓国国内の知的財産（特許、実用新案、デザイン、商標）の出願が計 592,615 件と、前年比 6.3%増加したと発表した。新型コロナが長引いているにもかかわらず、新型コロナの期間である 2020 年～2021 年の出願の平均増加率（7.7%）は、前の 10 年間（2010 年～2019 年）の平均増加率 3.6%を大きく上回ったことがわかった。

権利別に見ると、前年に続いて高い増加率（10.8%）を見せた商標が 285,821 件と最も多く増え、特許も 237,998 件と 5.0%増加するなど、最近、最も高い成長を見せた。

※商標の出願増加率：（2019）10.6%→（2020）16.4%→（2021）10.8%

特許の出願増加率：（2019）4.3%→（2020）3.6%→（2021）5.0%

出願人の類型別には、中小・ベンチャー企業が昨年、知的財産全体の出願増加を主導していたことがわかった。2021 年の中小・ベンチャー企業の出願は計 183,796 件と、前年比 11%増加し、同期間の大企業（-0.8%）、大学・公共研究機関（6.1%）、個人（4.3%）と比べてもはるかに高い数値である。

2020 年比 2021 年の出願人類型別の出願（件/増加率）

※中小ベンチャー：中小・ベンチャー企業の合計



## 2021年の類型別割合



特に、ベンチャー企業は計 62,845 件を出願し、全体平均（6.3%）に比べて 3 倍以上の 19.8%の増加率に上るなど、注目すべき成果を見せた。特許出願においてもベンチャー企業は毎年増加傾向にあり、技術基盤創業の増大に伴って初期の成長エンジンを確保するための特許創出の取り組みが出願増加に影響したものと見られる。

※ベンチャーの特許出願（増加率）：（2018）19.3 千件（+1.9%）→（2019）21.5 千件（+11.5%）→（2020）24.9 千件（+15.4%）→（2021）28.8 千件（+15.6%）

外国人の特許出願は 2018 年以来減少傾向にあったが、2021 年度に大きく反発（前年比 11.7%増）し、全体出願の増加傾向を後押しした。

※外国人出願の年度別推移：（2018）47.8 千件→（2019）47.5 千件→（2020）46.3 千件→（2021）51.7 千件

分野別に見ると、特許の場合、デジタルトランスフォーメーションの加速化を受けて人工知能、モバイルショッピングおよび画像通信などの技術分野で高い伸びを見せた。

※（2021 年特許出願の増加率トップ 5）①人工知能+14.4%、②モバイルショッピング+13.9%、③画像通信+9.5%、④エレベーター・包装機械+7.9%、⑤生命工学+7.3%（世界知的所有権機関（WIPO）の 35 大技術分野基準）

商標の場合、サービス業類の増加率が 18.4%と、商品類（5.4%）に比べて成長が目立った。分野別には、デジタル放送通信、ソフトウェア開発・ソーシャルネットワークワーキングサービス（SNS）、オンラインショッピングモールなどのサービス業類中心の出願が大幅に増加した。

※（2021年商標出願の増加率トップ5）①デジタル放送通信+24.3%、②ソフトウェア開発・ソーシャルネットワーキングサービス（SNS）+23.9%、③キャンプ用品+22.9%、④金融+21.5%、⑤オンラインショッピング+19.4%

特許庁の情報顧客支援局長は「最近持続的に増加している知的財産出願の動向は、韓国経済の主体が新型コロナの状況下でも落ち込まず、技術取得（特許）および創業・事業化（商標）活動を積極的に推進しているという点で肯定的」とし、「特に、中小・ベンチャー企業および個人が出願全体に占める割合が65.2%と着実に増加（※）しており、このような中小・ベンチャー企業中心の出願増加傾向の主導は、韓国の知的財産活動の裾野が徐々に堅固になっていることを裏付けているように見える」と述べた。

※中小・ベンチャー・個人の出願割合：（2019）61.2%→（2020）64.6%→（2021）65.2%

過去のニュースは、<https://www.jetro.go.jp/world/asia/kr/ip/> をご覧下さい。

お問い合わせ、ご意見、ご希望は、JETRO ソウル事務所 知財チーム（電話：+82-2-3210-0195/FAX：+82-2-739-4658、e-mail：[kos-jetroipr@jetro.go.jp](mailto:kos-jetroipr@jetro.go.jp)）までお願いします。

本ニュースレターの新規配信につきましては、お手数ですが下記の URL にアクセスして、ご自身でご登録いただけますようお願いいたします。

[https://www.jetro.go.jp/mreg2/magRegist/index.htm?mag\\_id=3665](https://www.jetro.go.jp/mreg2/magRegist/index.htm?mag_id=3665)

本ニュースレターの著作権はジェトロに帰属します。本文の内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

ジェトロはご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等の正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行なってください。

本文を通じて皆様に提供した情報の利用（本文中からリンクされている Web サイトの利用を含みます）により、不利益を被る事態が生じたとしても、ジェトロはその責任を負いません。

発行：JETRO ソウル事務所 知財チーム